

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

利用可能データに関する要求事項

C-02-02

一般社団法人産業環境管理協会

利用可能データは以下の2つの必須事項に適合しなければならない。

＜必須事項＞

- (1) 表1の合計点数が35点以上であること。
- (2) 表2の確認項目を全て満たすこと。

表 1 データ出典採点表

No	項目	選択肢	点数
1	根拠となるデータ源	積上げ法(物量)	18
		統計(物量)	15
		産業連関表(金額、ハイブリッド法を含む)	10
		不明	0
2	GHG排出量データへの加工方法の解説手段	論文等(査読有)	20
		公開報告書等(査読無し。マスバランス閲覧可能)	15
		・公開報告書等(査読無し。マスバランス閲覧不可能)	10
		・非公開報告書等(第三者チェックあり)	
		その他・不明	0
3	GHG排出量データの作成者	国の研究機関等の公的組織、および、工業会	20
		当該製品分野のLCAに専門的な知見を有する組織	15
		その他	10
		不明	0

表 2 妥当性の確認項目

No	確認項目	確認内容
1	出典の妥当性	・データ出典、作成者、データ収集地域、公開手段が明確であること。
2	算定方法の妥当性	・積み上げ法でマスバランスの閲覧が可能な場合は、対象製品を出力するプロセスにおいて物質の入力と出力に大きな矛盾がないこと(マスバランスの閲覧が不可能な場合は確認不要)。
		・農産物の場合に、N ₂ O、メタンの排出の取扱が適正であること。
		・その他、算定経過において、明らかな不備、計算間違えがないこと。
3	数値の妥当性	・関連する基本データ(ない場合はその他の類似データ)の数値と比較し、大きな乖離(数倍程度)がないか。乖離がある場合は、その理由が妥当か。

制定：平成24年6月28日(C-02-01)
改訂：平成25年4月1日(C-02-02)